

企業の資金繰りを支援するセーフティネット資金

売り上げの減少などで影響を受けている中小企業者が、低利で長期固定の借入れができる、千葉県の融資制度です。

セーフティネット(一般枠)

対象／最近1か月間の売上高が直近3年間のいずれかの同期と比べ3%以上減少し、その後2か月も同様の見込みの事業所

金利／1.1～1.7% (保証料率は0.4～1.85%)

融資限度額／8,000万円

セーフティネット資金(危機関連保証枠)

突発的な災害が発生した場合、一般枠や市町村認定枠とは別枠で事業所に融資される制度です。

対象／新型コロナウイルスの影響により最近1か月間の売上高が前年同月と比べ15%以上減少し、その後2か月も同様の見込みの事業所

金利／1.0～1.4% (保証料率は0.75%)

融資限度額／8,000万円

申込期限／令和3年1月31日(日)

セーフティネット保証4号(市町村認定枠)

突発的な災害により売上高などが減少し、経営の安定に支障が生じている事業所に融資される制度です。

対象／最近1か月間の売上高が前年同月と比べ20%以上減少し、その後2か月も同様の見込みの事業所

金利／1.0～1.4% (保証料率は0.75%)

融資限度額／8,000万円

申込期限／6月1日(月)

セーフティネット保証5号(市町村認定枠)

3か月ごとに指定される業種で、業績が悪化し経営の安定に支障が生じている事業所に融資される制度です。

対象／最近1か月間の売上高が前年同月と比べ5%以上減少し、その後2か月も同様の見込みである事業所

金利／1.0～1.4% (保証料率は0.75%)

融資限度額／8,000万円

問千葉県経営支援課(☎043-223-2707)、市商工観光課
商工労政班(☎62-5874)

商工組合中央金庫の危機対応融資

新型コロナウイルス感染症の影響により、業績が悪化している事業所に特別な貸し付けが行われます。

対象／最近1か月の売上高が前年または前々年の同月と比べて、5%以上減少している事業所

融資限度額／3億円

金利／1.11% (当初3年間は0.21%)

※融資残額1億円以内かつ当初3年間分については、全額利子補給制度があります。

申し込み方法／商工組合中央金庫ホームページからダウンロードできる申請書に必要事項を記入し、郵送してください。

相談窓口／商工組合中央金庫相談窓口(☎0120-542711)

☎問〒260-0028 千葉市中央区新町3-13 商工組合中央金庫千葉支店(☎043-248-2345)

農林漁業者への融資制度 農林漁業セーフティネット資金

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営状況が悪化している場合に融資限度額が引き上げされます。

対象／認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者、集落営農組織

融資限度額／1,200万円

※簿記記帳を行っている場合には融資限度額に関わらず、年間経営費の12分の12か、粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額まで融資。

金利／0.1%

※貸付当初5年間は利子補給制度があります。

償還期限／10年以内

問日本政策金融公庫千葉支店農林水産事業(☎043-238-8501)

小規模事業者経営改善資金融資

商工会の支援や認定を受けた事業者は無担保、無保証人で融資する制度です。

対象／最近1か月の売上高が前年または前々年の同月と比べて、5%以上減少している小規模事業者

融資限度額／通常融資2,000万円と、上記に該当する場合は別枠で1,000万円

金利／1.21% (当初3年間は0.31%)

☎問旭市商工会(☎62-1348)

事業者や農林漁業者の経営などに関する相談先

問い合わせ先

●事業者の経営相談

市商工観光課商工労政班(☎62-5874)

旭市商工会(☎62-1348)

千葉県信用保証協会(☎043-221-8111)

千葉県産業振興センター(☎043-299-2907)

●農林漁業者の資金についての相談

日本政策金融公庫千葉支店農林水産事業

(☎043-238-8501)

新型コロナウイルスに関連する情報を 市ホームページなどで発信しています

新型コロナウイルスの感染予防対策や市内の感染発生状況などの情報を、市ホームページやFacebookなどで発信しています。



市ホームページ
新型コロナウイルス
関連情報



市公式
Facebook



市公式防災
Twitter

各種支援情報を紹介します

新型コロナウイルス感染症による事業者への影響を緩和し、事業者を支援するため各種支援情報を紹介します。

小学校休業等対応助成・支援金

小学校などの臨時休業で、保護者である労働者や個人事業者が休業した場合に支援が受けられます。

有給休暇を取得させた事業主が対象

「小学校休業等対応助成金」

新型コロナウイルス感染症の影響による小学校などの臨時休業により、保護者である労働者が休暇を取った場合に、その労働者に対し年次有給休暇とは別に、有給休暇を取得させた事業主に助成金が支給されます。

対象／事業者

補助内容／対象労働者 1 人当たり日額8,330円を上限に、支払った賃金総額

個人事業者の休業を支援

「小学校休業等対応支援金」

新型コロナウイルス感染症の影響による小学校などの臨時休業により、契約した仕事ができなくなった、個人で仕事をする保護者に支援金が支給されます。

対象／委託を受けて個人で仕事をする人

補助内容／1 日当たり4,100円

〈共通事項〉

申し込み方法／厚生労働省ホームページからダウンロードできる申請書に必要事項を記入し、特定記録郵便で申し込んでください。

☎ 100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2 6階662 執務室 学校等休業助成金・支援金受付センター(☎0120-603999)

雇用調整助成金

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業や教育訓練、出向を行い雇用の維持を図った場合に、休業手当や賃金などの一部が助成されます。

対象／雇用保険適用事業所

補助率など／対象労働者 1 人当たり日額8,330円を上限に、大企業は3分の2、中小企業は5分の4を補助

※教育訓練を行った場合は、1 人当たり日額1,200円を加算。

申し込み方法／厚生労働省ホームページからダウンロードできる申請書に必要事項を記入し、申し込んでください。

☎ 千葉労働局職業対策課(☎043-221-4393)

時間外労働等改善助成金

テレワークコース

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークを新規導入するための費用に助成金が支給されます。

対象／中小企業

対象経費／テレワーク用通信機器の導入費、運用費など

補助率／対象経費の2分の1以内で、100万円まで

申し込み期限／5月29日(金)

☎ テレワーク相談センター(☎0120-916479)

日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、業績が悪化している事業所に特別な貸し付けが行われます。

新型コロナウイルス感染症特別貸付(国民生活事業)

対象／最近1か月の売上高が前年または前々年の同月と比べて、5%以上減少している事業所

融資限度額／6,000万円

金利／1.36%(当初3年間は0.46%)

※融資残額3,000万円以内かつ当初3年間分については、全額利子補給制度があります。

相談窓口／日本政策金融公庫千葉支店国民生活事業(☎043-241-0078)

新型コロナウイルス感染症特別貸付(中小企業事業)

対象／最近1か月の売上高が前年または前々年の同月と比

べて、5%以上減少している事業所

融資限度額／3億円

金利／1.11%(当初3年間は0.21%)

※融資残額1億円以内かつ当初3年間分については、全額利子補給制度があります。

相談窓口／日本政策金融公庫千葉支店中小企業事業(☎043-243-7121)

〈共通事項〉

申し込み方法／日本政策金融公庫のホームページからダウンロードできる申請書に必要事項を記入し、郵送してください。

☎ 260-0028 千葉市中央区新町1000 センシティタワー 日本政策金融公庫千葉支店